学校いじめ防止基本方針

岩手県立気仙光陵支援学校

学校いじめ防止基本方針を策定する意義

本校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する意義は次のとおりである。

- 1 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、かつ、学校へのいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。
- 2 いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童生徒及び保護者に対し、児童生徒が学校 生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「一人一人が光り輝き、心豊かにたくましく生きる人間を育てる」の実現に向け、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条第1項】

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童生徒、並びにそれを取り巻く集団等(観衆、傍観者)に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について(教職員の役割について)

- (1) 学級や学年、学部、学校が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、児童生徒に合わせた基礎基本の定着を図るとともに、主体的な活動を支援し、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力(の素地)を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努めるとともに、いじめ防止に資する児童生徒会の取り組みを支援する。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者あるいは関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する。

2 児童生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や児童生徒会活動等の場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4)「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童生徒一人一人のセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3 いじめの防止等の対策のための組織

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、総括教務主任、学部主事、生徒指導主事、寮務主任、養護教諭、生活指導担当 学校評議員代表1名、心理士またはスクールカウンセラー、PTA会長

- (2) 取組内容
 - ア いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめにかかわる研修会等の企画立案
 - ウ いじめの未然防止と早期発見の取組
 - エ いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進
 - オ アンケート(児童生徒・保護者)及び教育相談の実施と結果報告
- (3) 開催時期

年2回 (原則7月末および2月末) を定例会として開催する、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

4 児童生徒の主体的な取組

- (1) 児童生徒会を中心にした「いじめ撲滅宣言」等の取組
- (2) いじめ防止標語・ポスター等の作成
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童生徒会行事等の取組

5 家庭・地域との連携

(1) 学校いじめ防止基本方針を、ホームページや学校通信に掲載するなどして内容を確認できるような措置を講ずる。

- (2) 学校いじめ防止基本方針やいじめの実態について、PTA の各種会議や入学時、年度始め等の機会に 説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学部通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観や学校へ行こう週間等において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 保護者アンケート等の取組をとおして保護者の意見を集めるとともに、いじめ対策についての啓発を 進める。
- (6) インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒及びその保護者を対象とした啓発活動を実施する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(1) いじめの問題にかかわる校内研修会

年3回(4月、7月、10月)

(2) いじめ問題への取組についての自己診断

年3回(4月、8月、1月)

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後、寄宿舎においても児童生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめなど、見た目では把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、組織として、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査 年4回(6月、8月、11月、1月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(8月、1月)
- (3) いじめが疑われる際の教育相談及び聞き取り調査(随時)
- (4) 連絡帳や保護者面談における教育相談利用の呼びかけ

3 相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。 本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- ○日常のいじめ相談(児童生徒及び保護者)・・・・・・全教職員が対応
- ○スクールカウンセラーの活用 ・・・・・・・・保健部
- ○地域からのいじめ相談窓口 ・・・・・・・・・副校長
- ○インターネットを通じて行われるいじめ相談 ・・・・・学校または大船渡警察署 0192-26-0110
- ※24時間子供 SOS ダイヤル (岩手県教育委員会)・・・0120-0-78310 (通話料無料)
- ※ふれあい電話(総合教育センター)・・・・・・・・0198-27-2331(平日 9:00~17:00)

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

(1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法の規程に違反し得る。

【いじめ防止対策推進法 第23条】

- (2) いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3)いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、 児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、いじめ防止委員会に報告する。
- (2) いじめ防止委員会は、次の順序で関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認を行う。また、教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたると共に、通報をした児童生徒等についても、安全を確保する。
 - ア 情報提供をした児童生徒(情報提供があった場合)
 - イ いじめを受けていたと思われる児童生徒
 - ウ いじめをしていたと思われる児童生徒
 - エ 周囲の児童生徒(状況に応じて)
- (3) 確認された事実関係に基づいて、いじめ対策委員会が当該行為をいじめにあたるかどうか判断する。
- (4) いじめにあたると判断された場合、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事業であるかを適切に判断する。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童生徒の心を癒すために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。いじめの行為をあおるような「聴衆」は、いじめの加害者であることを理解させる。
- (2) 学級学部等当該集団で話合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。いじめの行為を見て見ぬ振りをする「傍観者」からいじめを止めさせようとする「仲裁者」が出てくるように指導する。
- (3)全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、岩手県教育委員会及び大船渡警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止 委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダ などに情報の削除を求める。
- (2) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となり得るものであり、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに大船渡警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) 情報モラル教育を行い、好ましいインターネット利用等について理解を育む。
- (4) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭にインターネット上のトラブルやインターネット利用上のモラル、マナー等についての情報を提供し、協力を得る。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第28条第1項】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 児童生徒または保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

- (1) 学校が調査の主体となる場合
 - 設置者である岩手県教育委員会の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。
 - ア 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
 - イ 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と 直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保 する。
 - ウ 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を 速やかに調査する。
 - エ 調査結果を学校の設置者である岩手県教育委員会に報告する。
 - オ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、 経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。このとき、関係者の個人情報には、十分に 配慮する。
 - カ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・ 適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
 - キ 「いじめ防止委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- (2) 学校の設置者(岩手県教育委員会)が調査の主体となる場合 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- 1 被害児童生徒に対する心理的又は、物理的な影響を与えるいじめの行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいること。
- 2 いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により認められること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。また、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

Ⅵ 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組、アンケートの実施、教育相談の実施、職員校内研修の実施等)を学校評価の項目で行い、適正に自校の取組を評価する。

Ⅷ その他

1 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、 校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

令和6年3月31日 一部改定